

令和元年度第1回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

令和元年7月1日（月）午後3時～午後4時30分

2 場所

岡崎市役所西庁舎南棟3階301号室

3 出席委員

山崎浩司 櫻井敬子 深津有香 都築真琴

4 欠席委員

川畑博昭

5 説明のために出席した職氏名

家庭児童課副課長：足立里美 同主任主査：岩瀬拓生

6 審査会事務局職氏名

総務文書課課長：中根敏裕 同副課長：倉橋浩二 同係長：森聡子 同主事：内田百香

7 議題

個人情報目的外提供報告（家庭児童課）

平成30年度実施状況について

8 議事（要旨）

（事務局：中根課長）

本日は、令和元年度第1回の審査会に、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。会議に先立って、今日の審査会の公開について説明する。本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれていないため、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」第2条の規定により、公開とする。議事の執りまわしを山崎会長にお願いする。

（山崎会長）

本日は、川畑委員が都合により欠席となったが、出席委員が定足数に達しているため、ただいまから令和元年度第1回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただく。はじめに家庭児童課から「家庭児童相談業務及びDV・女性相談業務」に係る個人情報の目的外提供について報告をお願いする。

（家庭児童課：足立副課長）

家庭児童課の業務で収集した家庭児童相談の虐待の情報、DV女性相談の相談歴の情報を医療機関に提供したいと考えている。当課としては個人情報保護条例の第8条第2項第6号にあたりと考えているため、意見をいただきたい。内容については臓器の移植に関する法律ということで児童が臓器提供をする段階になったときに、その医療行為をする医療機関がその虐待を受けていた児童かどうかということを確認し、その疑いがある児童であれば臓器提供ができないという取り決めがある。医療機関から市町村や児童相談所に虐待があったかどうかの判断するための照会があった場合、情報を提供したいという趣旨である。答える内容としては該当児童の児童虐待相談があったかどうか、あった場合は虐待の種別を答える。該当児童になかった

場合はきょうだいに同じように虐待相談があったかどうか。なかった場合は最終的には家庭におけるDV相談の履歴があったかどうかを答える。家庭児童課として答えられるのはこの提供情報の部分になるが、医療機関から照会があった場合に答えられるようにしておきたいということで、今回報告した。

(山崎会長)

説明は以上か。この法律の趣旨は虐待を受けているこどもが亡くなった場合に親が臓器移植という形で提供し証拠を隠滅してしまうというのを防止するということか。

(家庭児童課：足立副課長)

そのとおりである。証拠となるものが無くなってしまわないようにという趣旨である。

(山崎会長)

この件について御質問御意見はあるか。

(都築委員)

提供情報に考えられる範囲というのはガイドライン等で決まっているのか。

(家庭児童課：足立副課長)

A3横の資料で照会希望項目が一番下の左側にあるが、医療機関が欲しいと言っている情報はこちらの6項目である。6項目の中で当課として答えられるのは全部ではなく先程言った虐待の相談を受けたか対応したか、虐待の種別、後はDV相談も当課が関係しているのでDV相談の履歴があったかどうかである。向こうが求めている情報には薬物の使用歴や不登校の情報があるが、当課では答えることはできない。

(山崎会長)

保護者の薬物使用履歴についての照会がきても、回答しないということか。

(家庭児童課：足立副課長)

それについては回答しない、出来ないということである。

(山崎会長)

他に何か御質問はあるか。

(都築委員)

今回は、条例の第8条第2項第6号の公益上の必要その他特別な理由があるのではないかということに来ていただいたと思うが、公益上の必要その他特別な理由の根拠を教えてください。臓器移植の移植に関する法律の附則第5項か。指針か。

(家庭児童課：足立副課長)

最初はこの資料の一番上に書いてあるように市や児童相談所などにそれを基に照会をする想定ではなくて医療機関が自分のところで見ただけで、虐待の疑いがあるかどうか見極めていけばいいとされていたが、実際に国内初の移植があったときに児童相談所からも情報提供を受けて行ったということが適正と評価されたということで、このことから聞くのもいいとなったとされている。ただ本人が死亡という中で岡崎市の個人情報保護条例の目的外利用できる情報のどれにあたるかという本人同意ではないし、他に当てはまるものがないというところで臓器提供をするために確認しなさいと求められているものをしっかり確認したという状況を作るためには市町村や児童相談所や保健センターなどに聞くという状況を作ることが必要だとかそういうルールを決めておくといいということがガイドライン等で行われているので、いざ照会があったときに

は答えられるようにしておく必要があるのではないかと考える。実際に、臓器提供の法律がせつかくあっても出来ない状況にならないようにということも含めて行っていく必要があると思っている。

(事務局)

少し補足すると、「人の生命や身体、財産を保護するために緊急を要しかつやむを得ない場合」というのが個人情報を目的外利用できる中に含まれている自治体もある。本市の場合、そういった条項がないので今回公益上の必要その他特別の理由があるというところにはめて報告していると思っている。そういった規定を使って、例えば愛知県のように同じような事案をその条項、その号によって提供出来ると認めている自治体も実際もあるので、その絡みもあってなのかなと考えている。

(都築委員)

A3の資料だと、真ん中の左の他市等の状況というところの一番下に愛知県：県条例第7条②ニ及び四を適用し回答可能とあるが、それが今言ったことか。

(事務局)

そのとおりである。

(山崎会長)

今は岡崎市の個人情報保護条例の第8条第6号にあたるかどうかということか。

(家庭児童課：足立副課長)

そのとおりである。前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他特別な理由があるときということになっている。愛知県の第7条第2項第2号は本人の同意があるとき、又は本人に提供するときというもので第4号は人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるときとされている。

(事務局)

第6号に該当する場合は審査会の意見を聞くことになっており、その上で提供の有無を判断することになっている。

(深津委員)

今回個人情報ということで伺いを立てているものは児童虐待とDV・女性相談ということで良いか。児童というと未成年者になるのか。

(家庭児童課：足立副課長)

18歳未満である。

(深津委員)

DV相談歴というのはどういうことか。

(家庭児童課：足立副課長)

DV相談歴というのは、家庭でそういうことがあると潜在的に児童虐待も行われているのではないかと疑いが持たれる。実際はDVを目の前で見せるのも心理的虐待とされている。児童相談係と家庭・女性相談係の2つの係を持っているが、虐待のほうに連絡が入らなくても実は親がDVの相談をしていてその家はDV家庭であるというような情報をもし掴んでいるのであれば回答したい。まずは対象児童と聞かれたときにその人に虐待があるかないか、その人に虐待の履歴がなかった場合にそのきょうだいがどうかを確認する。

状況を調べて何もなかった場合はここだけでは疑いとは言えないねということになる。DVの対象は夫や妻だったりするが、それを児童虐待という観点からみて理由を聞いているということである。

(深津委員)

児童虐待があるという結論付けは難しいと思うが。

(家庭児童課：足立副課長)

当課で言えるのはあくまで相談歴である。相談があったかどうか、その相談に対応したかどうかということしか答えられない。あったかなかったかという判断は言われたように難しいと思う。

(櫻井委員)

虐待の種別ということで、身体的というのは臓器の関係で分かりやすいが、医療機関側というのは今言われた話も知りたがっているのか。あまり広くなんでも認める必要があるのかと思ったが、その辺はどうか。精神的な虐待も全部含めて報告するということか。

(家庭児童課：岩瀬係長)

児童虐待があったかどうかということになると当課では児童虐待防止法に規定されている4種類の種別にあたることについては答えなくてはいけないと思う。

(櫻井委員)

医療機関も広く求めているという意味か。

(家庭児童課：岩瀬係長)

医療機関が求めている照会の希望項目というもののの中に保護者都合の不登校というのも入っているので、医療機関はそのような情報も知りたいのだと思う。当課はこの人は保護者都合での不登校でしたということ認定する機関ではないのでそこは回答できないが、この種別の児童虐待の対応をしているということは当然伝えるべきだと考えている。

(都築委員)

照会希望項目はどこがどんな形で希望しているものか。

(家庭児童課：岩瀬係長)

医療側のマニュアルというのが作成されており、市民病院のドクターに確認をしたところ、ここに載っているものと同じものが照会希望ということだった。

(都築委員)

医療側のマニュアルというのは個別の医療機関ごとに作成しているものか。今回確認した岡崎市民病院のマニュアルにはそのように記載があったということか。

(家庭児童課：岩瀬係長)

国立成育医療研究センターというところで研究されており脳死下臓器提供者から被虐待児を除外する・守るという部分に書かれている。

(都築委員)

何か個別事案について具体的な照会があってというわけではなくて、今後の連携の構築をどうするかということで今回意見を求められているということで良いか。そうすると個別事案について照会事項がどの医療機関からも同じような形で照会がなされるのか、それとも医療機関ごとによって照会する内容が変わってく

るのか、それが元々想定していたものより広い範囲で聞かれる可能性もあるのではないかと。

(家庭児童課：足立副課長)

どちらかというところからあらかじめ決めておいてどういうことなら答えられるという形にしておきたい。これ以上のことで照会がきても当課として答えられるようなことは想定できないし、例えば相談履歴を全部出せという照会には答える必要はないと思っている。答えられるのはどういう種別で対応したのかだと思う。それを整理しておきたい。

(山崎会長)

今日のこの審査委員会での意見が欲しいというのは、今後臓器移植の関係で医療機関からこういう照会がされる可能性が十分に考えられる。その時に当市として責任をもって回答できるものについては今のところこれしかない。これについては回答するというので、それで良いかということを知りたい。今都築先生が言われたように提供情報の範囲については問題意識としては持っていることは必要だとは思いますが、今明確に回答できる項目はこれしかないということであればこの項目について回答するというのでいいかという当局からの意見が求められていることについて、いけないという結論にはなるだろうか。

(都築委員)

条例上の整理が必要とか色々書いてあるので、審査会で条例上の問題点についても一定の整理をした上でこの提供状況については、特段条例上の問題でなかろうというような意見を求めておられるということだが根拠と対象となる範囲について私自身まだ十分理解できていない。

(山崎会長)

条例上の問題とするとさらに細かい整備をする必要があるかもしれないが、この個人情報保護条例の第8条第6号で公益上必要だという形で提供して良いかどうかということが求められているという話だと思う。

(事務局)

今日は担当課のほうも一番初めて説明させていただいた臓器の移植に関する法律の附則の関係と運用指針で虐待が疑われるような場合については臓器の摘出は行わないということが明記されているので、その辺の法的なものとは後はガイドライン等でこのような運用をなささいということになっておるところで、疑いがあるかどうかの情報提供は我々が持っている情報について当該医療機関に提供しても良いかどうかというところの点については特に疑義がなければ、認めていただくというか、御判断をいただければいいのかなと思う。ただ、都築先生が言われたように今後の運用や照会項目が本当にふさわしいのかということについては審査会としての意見があるので今後しっかり検討して詰めていく必要があるのかなと思っているが、現時点でどうかといわれるとこちらもそこまでの情報はなく、整理もできていないと思うのでその辺のところはしっかりこちらから説明した上でないと提供することが難しいのではないということであれば、次もう一回調整をさせていただくなかでその辺りを少し補足して説明をさせていただいて御了解をいただくかどちらかになってくると思う。

(都築委員)

岡崎市としては今後実務上どういった形にしていくのか。この場で意見を出したとしても何らかの指針みたいなものを作っていくのか等、市としてどうしていくのか。

(家庭児童課：足立副課長)

指針やマニュアルのようなものを作成して照会の様式、回答の様式を定めていくという流れになる。

(都築委員)

虐待相談はあって有りの場合、相談はあったけど虐待認定に至らなかった場合、虐待種別だけ答えるのか。

(家庭児童課：岩瀬係長)

相談というのが通告も含めてだが、児童虐待として通告を受けた。それに対してこういう対応をしましたということがないと、私どもとしてはこの事案が児童虐待に該当していますということにはしない。相談があって対応があったものに対してはありましたということはお答えするが、相談があってそれが児童虐待として認められていないというものに関しては対応までしていないので、なかったという回答になる。

(都築委員)

例えば児童虐待相談対応をした場合、虐待の種別はこれですというふうに答えるのか。あと対象となってくる個人情報だが、回答項目にきょうだいや両親のDVの話もあったと思うが、そこはどういう整理をしているのか。

(家庭児童課：岩瀬係長)

当該児童の児童虐待の疑いがあったか無かったかの判定に必要なになってくる情報だという認識をしている。例えばその本人に対する通告がなかったとしてもきょうだいに関してあった場合は虐待があったかどうか判断するのは医療機関だと思うが、情報としては提供しておく必要があると考えている。

(都築委員)

例えばAさんについては虐待相談を受けていなくてもそのきょうだいのBさんが虐待相談で対応されるケースもあると思う。Aさんについて照会があった場合にBさんの虐待対応について提供することは目的外提供になると思うがそこも提供して良いのかという議論をしないといけないのではないかな。

(櫻井委員)

照会希望項目というのは市民病院を参考にしたのか。

(家庭児童課：岩瀬係長)

市民病院のドクターにも聞いたが、元々は国立成育医療研究センターが出しているマニュアルを参考にしている。

(櫻井委員)

ガイドラインというのはどこのものか。

(家庭児童課：岩瀬係長)

厚生労働省である。

(櫻井委員)

照会希望項目というのは厚労省が出したものではないのか。

(家庭児童課：岩瀬係長)

厚労省が出したものではない。

(櫻井委員)

ガイドラインにある虐待の疑いの有無をどう判断するかは、各医療機関それぞれに委ねられるということか。そうするとどのような形でこちらに照会があるかわからないということになる。照会希望項目に関して

市民病院はこうやって来るかもしれないが、違う病院はまた違った形で来てしまうかもしれない。毎回判断できないので、今回はこれだけは提供できますという形で逆にこちらとしては準備しておきたいという話か。

(家庭児童課：岩瀬係長)

はい。

(山崎会長)

今都築先生が言われたみたいにAという人の個人情報を出すだけではなくてきょうだいの個人情報の問題にもなるのではないかというのは御指摘のとおりだと思うが、一つは臓器移植の緊急性の問題で医者が判断しなければいけないというときに何の情報もない中で判断するのは難しいから関連する公共団体に対して情報提供してくださいというふうに言っている。臓器移植は人の命を助けるものだから公益上の必要性というのはあると思われる。ただ、議論の問題とすると都築先生が言っていたような色々まだ考えなくてはいけないものもあると思うが、当面の対応として、照会が来た場合に市としてこの提供できる情報について提供してよいかどうかという問題に対して、さらに議論はしなくてはいけないけれど、認めるという形で意見がまとまらないか。

(都築委員)

提供したいという趣旨は分かるが、先ほど申し上げたようにきょうだいについて提供する必要性があるのか、それがガイドラインや附則からしてもきょうだいの虐待の有無や両親についても必要性があるという根拠があるのだということを整理しておく必要があると思う。それが当該児童に関して直接虐待対応が無くても同一世帯のきょうだいに虐待相談があれば当該児童に関しても児童虐待がなされる、蓋然性が高まるということで間接的な児童虐待として重要であるから照会する必要がある、DVについても同様だと思う。児童自体でなくて親のDVがあると児童虐待が起こる可能性が高まるというからこういう情報も提供する必要があるという根拠、そこを整理しておかないといけないと思う。緊急性が高いが故にそこは十分に議論しておかないとその場その場のケースで個別に意見を求めるということではできないと思うので、十分に枠を決めたということであればここはなぜ除外されるのかここは含めていいのかというところはきちんと議論する必要があると思う。

(山崎会長)

Aという児童が命を失った。その時にB、C、Dというきょうだいや両親の情報まで提供するというのはちょっと問題があるから、それは引き続き検討していく。だけどAについての情報提供についてはいいという意見になるか。

(都築委員)

そこについて私は反対しない。

(山崎会長)

多数決で決めるというやりかたもあるかもしれないが、都築先生の御意見がもっともだと思うし少なくともAという児童が亡くなった時にAという児童の情報については出して問題なし。そこでコンセンサスが得られるのであればそうしたほうがいいのではないかと思う。それから家庭におけるDVについてこれについてはどうか。

(家庭児童課：足立副課長)

医療機関が欲しいという根拠が先ほど申し上げた医療機関のマニュアルの中に、きょうだいのとかDV世帯かどうかというのを聞くといいとされていて、私どもとしてもその中でこれなら答えられるとしたものが先ほど申し上げた情報になる。公益上という点に関しては完全に臓器移植の人の生死にかかわるところで、教えてくださいというときに断固として目的外利用だからできませんというのも一つの手ではあると思うが、岡崎市の個人情報保護条例でいうと第6号に該当するのでここまでなら答えられるということを整理しておいて答えるようにしたい。きょうだいの虐待や家庭のDVの情報も医療機関が判断する一助になるのではないかしらと思うし、医療機関の作ったマニュアルにあることも納得ができるかなというところで当課としてはこの個人情報の目的外利用にしてもいいのではないかしらと思っている。もし亡くなった本人に虐待があるという判断に、本来であればきょうだいや両親のDVの情報も欲しいと医療機関は言ってくるかもしれないが、現在当課が出せるのは虐待があった本人の相談があったかという情報なら提供できるとして、今後もう少し整理をさせていただいてそれ以上のこともやっぱり答えたいということであれば再度このような場でもう一度御意見をいただく形はどうかと思うが。

(山崎会長)

皆さんの意見は、どうか。

(櫻井委員)

ここで言っている①についてはいいと思う。私は②③もいいのではないかしらと思う。都築先生が言われるとおりその辺が議論されていないということであれば、今家庭児童課さんが言われたみたいに本人以外の情報になってくるのでその辺を整理していただいて、改めて説明を聞くというふうでも良いのかもしれない。

(深津委員)

亡くなった本人の虐待ときょうだいや家族のDVの関係が非常に密接に関係している可能性が色々な事例を見ていて高いという話だったので一連の判断材料としてきょうだいや保護者の情報を提供しても問題ないのかなと思う。

(山崎会長)

そうすると少なくとも、私も含めてAさん個人の情報を提供するというのは皆さん問題ないだろうという認識でいると思う。もしも明日そのような話が有ったら、そこまでの情報提供はできますということでやってもらう。きょうだいの話についてはもう一度出してもらうという格好でどうか。

(都築委員)

本人が児童虐待を受けていなくてきょうだいを受けている場合や児童虐待になっていないけれどDV相談がある場合について等その辺りはどうか。

(家庭児童課：岩瀬係長)

DVに関してはそれを目撃したかどうかで児童虐待かどうかが変わってきてしまうので、DVの相談歴があったとなるとその可能性はかなり高くなると思う。

(都築委員)

条例上これの根拠があるかということだと思う。児童自体が児童虐待とし相談対応していなくてもやはりきょうだいの虐待相談や親のDV相談で受付をしていて実は児童虐待である可能性が高いから、回答する必要性が高くて特別な理由があるということであれば、回答することもあると思う。DV相談もこういった情

報、両親なのか3世代の場合はどうなのかとかそこらへんが良くわからないので、家庭におけるDV相談歴の有無というのは、ここの世帯についてはDVの相談が有りますということだけ答えるのか。誰が誰にDVをしていた等は答えないのか。

(家庭児童課：足立副課長)

その児童が含まれている家庭にDV相談があったか、なかったか相談履歴があったか、なかったかだけ答える想定である。最終的には当課が出した回答について医療機関側で虐待が疑われるかどうかということを経験して最終的には移植をやるべきかやらないべきかということになってくると思う。

(都築委員)

今の御説明できょうだいやDVの相談履歴についても医療機関側が、当該児童の虐待の有無を確認するにあたっては必要性が高いという御説明があったのでそれは特別な理由があるということに該当する可能性が高いとも思う。

(山崎会長)

医療機関から照会が予想される、照会希望項目について照会がされる可能性がある。それについて行政としても基本的には協力したいということで。それがこの公益上の必要だということでしょう。亡くなられたきょうだいに関する情報まで提供してよいかということについては若干疑義がある。疑義があるが、当局としてもそれは必要な判断材料となるだろうからこれも提供したい。それについて良しとする意見を出すか出さないか。当面の扱いとすると、このやり方でやってマニュアルみたいなものをきちんと作ってそれでいいかどうかという確認をもう一回ここでやってもらう、というような折衷的な意見でどうか。きょうだいがいるときに一人だけが虐待されているケースもあるだろうし、それから一人だけではなくてきょうだい全員が虐待を受けているケースもあるだろうし色々なパターンがあるだろうけどそういう点に関する情報があまりないのでその辺も教えてもらって、マニュアルについてのチェックもするというところでどうか。

(櫻井委員・深津委員・都築委員)

同意。

(山崎会長)

みなさん同意ということでしたので、こういう形で審査委員会の意見をまとめた。これについてはこれで以上とする。昨年度の岡崎市情報公開及び個人情報保護条例の実施状況について簡単に報告をお願いします。

(事務局)

平成30年度の岡崎市情報公開及び個人情報保護条例の実施状況について、説明する。1ページ目の岡崎市情報公開条例の実施状況から説明させていただく。平成30年度の公文書開示請求件数は247件であった。29年度が283件だったので、36件減ったことになる。処理状況につきましては、全部開示が145件、一部開示が85件、非開示が14件、取下げが3件であった。2の表は実施機関別の件数内訳になっている。資料には掲載していないが、中でも請求が多かった課は建築指導課で31件だった。次いで道路維持課が26件、保健企画課が15件だった。建築指導課の31件の請求の内訳としては、2ページ以降に個々の請求の詳細を掲載しているが、6ページの42番、50番などの「建設リサイクル法の届出書」の請求が9件あった。「建設リサイクル法の届出書」以外の請求としては、5ページの36番、39番などの「建築計画概要書」の請求が大半を占めている。3の表は非開示理由の内訳になっている。第7条第2号の個人情報に該当するとして非開示としたものが71

件で、第7条第3号の事業活動情報に該当するとして非開示としたものについても43件だった。4の「開示請求内容と処理状況」は2ページから29ページに個々の請求内容を掲載している。以上が、情報公開条例の実施状況の説明である。

続いて、平成30年度の岡崎市個人情報保護条例の実施状況について説明する。資料30ページの1の個人情報取扱事務の届出件数だが、昨年度末時点での届出件数は合計で578件であった。これは個人情報を取扱う事務を行う場合に、その事務毎に届け出ているものである。2の表の個人情報保護条例に関する開示請求は55件であった。29年度は、66件だったので、11件減ったことになる。処理状況については、全部開示が14件、一部開示が28件、非開示が13件、取下げは0件だった。3の表は実施機関別の件数である。市長の内訳のうち市民課の開示請求の件数が最も多く17件となっている。次いで介護保険課が多く、13件となっている。市民課の請求の内訳としては、31ページ6、8番のように請求者御自身の戸籍や住民票、印鑑登録証明書などの証明書交付申請書の請求になっている。誰が自分の住民票などを請求したのか知りたい、財布を無くしたので、誰も請求していないことを確認したい、などの理由である。30ページの4の表は非開示理由の内訳になっている。一番多いのが第17条第2号の開示請求者以外の個人情報を非開示としたものが17件、次いで、不存在が14件となっている。続きまして、5の「開示請求内容と処理状況」につきましては、31ページから35ページに個々の請求内容を記載している。35ページの6「是正の申出」及び7「審査請求」については0件であった。以上が、個人情報保護条例の実施状況の説明である。

ここまで説明した内容の概要を、市政だより6月15日号に掲載した。また詳細についてもホームページ及び市政情報コーナーで閲覧できるようになっている。御報告は以上である。

(山崎会長)

御質問等はあるか。

以上で令和元年度第1回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。本日は、ありがとうございました。

令和元年7月1日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 山 崎 浩 司